



ジェネリック医薬品とは

医薬品には、薬局・薬店で販売されている一般用医薬品と、医療機関で医師から処方される医療用医薬品とがあります。医療用医薬品には、新しく開発・販売される先発医薬品（新薬）と、先発医薬品の特許が切れた後に先発医薬品と同じ有効成分を同量含み、他の医薬品メーカーにより製造・販売される後発医薬品があり、後者をジェネリック医薬品といいます。先発医薬品と比べて5割以上安価なため、国を挙げて推奨され、普及が図られています。

効き目や安全性はどうなの？

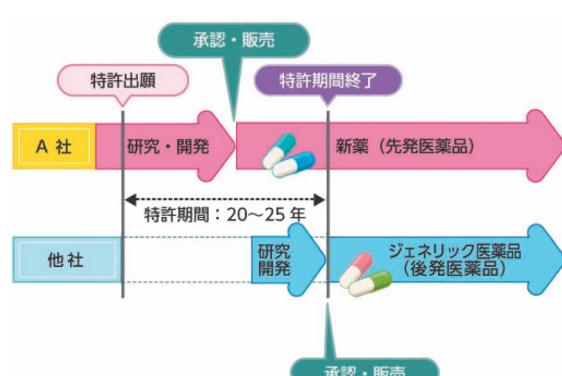
ジェネリック医薬品の開発にあたっては、様々な試験【先発医薬品と同様に体内で溶けるか（溶出試験）、先発医薬品と同速度かつ同量の有効成分が体内に吸収されるか（生物学的同等性試験）、気温・湿度による品質への影響の有無、長期保存による変化の有無（安定性試験）など】が行われており、それによって先発医薬品と効き目や安全性が同等であることが証明されたものだけが厚生労働大臣によって承認されています。効能・効果や用法・用量は基本的に変わりなく、製品によっては、先発医薬品よりも飲みやすくなるように薬の大きさや味、においの改良、湿気、光に弱いなどの品質面の改善による保存性の向上など、よりよく工夫されたものもあります。

どうして安いの？

先発医薬品の研究開発には長い歳月と数百億円から数千億円と言われる莫大な費用が必要とされています。そのため、先発医薬品の価格は高く設定されています。一方、ジェネリック医薬品では、既に有効性や安全性が先発医薬品で確認されていることから開発期間やコストが大幅に抑えられ、結果として価格を先発医薬品と比べて5割程度、中にはそれ以上安く設定することができます。

先発医薬品を開発した医薬品メーカーには、その新薬を独占的に販売できる特許期間があり、その期間が終了すると、新薬に使われた有効成分や製法などは国民共有の財産になります。厚生労働大臣の承認を得られれば、他の医薬品メーカーでも「ジェネリック医薬品」として製造・販売ができるのです。

新薬の特許有効期間と ジェネリック医薬品



どれくらい普及しているの？

ジェネリック医薬品は欧米では広く普及しており、その数量シェアは米国では90%以上ですが、日本では65%程度にとどまっています。ジェネリック医薬品に対する信頼性を確保する目的で、国は平成20年に「ジェネリック医薬品品質情報検討会」を組織しました。本検討会ではジェネリック医薬品の品質に関する情報について学術的観点から検討するとともに、必要な試験・評価を実施しています。

<http://www.nihs.go.jp/drug/ecqaged.html>

疑問や質問があったらどうしたらよいの？

疑問や質問、不安がある時は、かかりつけの医師、薬剤師に気軽におたずねください。

本文と図表は厚生労働省ホームページhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kouhatu-iyaku/index.htmlより引用

(相模原市医師会 土肥 直樹)

相模原市医師会 整形外科医会 市民公開講座

健康とスポーツ

日 時 平成30年11月25日（日）午後1時～5時
場 所 相模女子大学グリーンホール 大ホール
講 師 岩澤 三康 先生（相模原病院整形外科）
荒武 正人 先生（相模原協同病院整形外科）
高相 晶士 先生（北里大学病院整形外科）
金子 裕之 氏（スキーデモンストレーター）
原 辰徳 氏

入場無料

申込方法 電話またはFAX、Eメールにて、代表者の氏名・住所・電話番号・申込み人数をご記入の上、平成30年11月19日（月）までにお申込みください。

※後日ご記入いただいた住所に入場券を発送いたします。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

連絡先 相模原市医師会総務課

☎042-755-3311 ☎042-758-9440

Eメール seikei@sagamihara-med.jp

※詳しい内容については相模原市医師会ホームページをご覧下さい。

急病診療～市民の皆さんのご理解とご協力を～

相模原市では、市民の皆さまが休日や夜間に急病になって困ったときのために、医師会・病院協会・大学病院の協力のもと急病診療体制を実施しています。

一次救急	主に市内4か所のメディカルセンターおよび当番医療機関で行っている初期救急で、比較的軽症な救急患者さんに対応しています。
二次救急	一次救急で対応できない中等症以上の救急で、基本的には入院治療等が必要な救急患者さんを、市内の病院が輪番制で対応しています。
三次救急	生命にかかる重篤患者さんに対する高度な救急で、北里大学病院が対応しています。

休日・夜間の急病診療体制は、限られた医療資源の中で医師等医療従事者の地域医療に対する使命感によって支えられています。急病診療は、通常診療と違いあくまでも一時的な対処療法や応急処置を行うものであり、全ての診療科に応じた専門的治療ができるものではありません。また、診療可能な医療機関が自宅の近くであるともかぎりません。治療を目的とした通常診療との違いを是非ご理解ください。

患者さんの中には、「薬だけ希望する」「仕事や学校の都合で受診を希望する」「医師等スタッフを恫喝し無理な要求をする」「タクシーや代わりに救急車を利用する」等、急患とは言い難い利用も見受けられます。相模原の急病診療制度を維持し、より良くする為には、医療を提供する側と医療を受ける側の相互の理解と協力が不可欠です。市民の皆様に改めて急病診療に対する正しいご理解と適正受診にご協力ををお願いいたします。

